個人情報ファイルの名称	国民健康保険被保険者資格管理台帳	
行 政 機 関 等 の 名 称 及び個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさどる 組 織 の 名 称	太子町 (担当部署名:健康福祉部部 保険医療課)	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の資格取得、喪失、転居等の異動を処理し、適正な被保険者記録の管理を行うため	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、国籍、電話番号、親族・続柄、家庭状況、居住状況、印影、被保険者番号、収入・所得状況、課税状況、公的扶助、職業・職歴、健康保険加入状況	
記 録 範 囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人の申告 太子町 政策総務部 税務課からの提供 太子町 政策総務部 住民人権課からの提供 他の官公庁からの提供 民間への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む	
個人情報の経常的提供先	大阪府国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	太子町 政策総務部 総務財政課 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地	
訂正及び利用停止に関する他 の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイルの有無 □有 ☑無 	

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料賦課台帳	
行 政 機 関 等 の 名 称 及び個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさどる 組 織 の 名 称	太子町 (担当部署名:健康福祉部部 伊	呆険医療課)
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の算定に必要な所得等を取集し、適正な保険料を賦課するため	
記 録 項 目	個人番号、氏名、性別、生年月 族・続柄、家庭状況、居住状況 公的扶助、納付状況、借金、暗	、収入・所得状況、課税状況、
記 録 範 囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人の申告(簡易申告) 太子町 政策総務部 税務課からの提供 太子町 政策総務部 住民人権課からの提供 他の官公庁からの提供 民間からの調査	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含まれるときは、その旨	口含む	☑含まない
個人情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	太子町 政策総務部 総務財政課 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地	
訂正及び利用停止に関する他 の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイルの有無 □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料収納管理簿	
行 政 機 関 等 の 名 称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組 織 の 名 称	太子町 (担当部署名:健康福祉部部 保険医療課)	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の収納、消込作業を行い、収納状況を把握し、 還付・未納の適切な管理を行うため	
記 録 項 目	個人番号、氏名、性別、生年月 族・続柄、家庭状況、居住状況 納付状況	
記 録 範 囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	太子町 政策総務部 税務課からの提供 太子町 政策総務部 住民人権課からの提供 他の官公庁からの提供 民間からの調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	口含む	☑含まない
個人情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	太子町 政策総務部 総務財政課 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地	
訂正及び利用停止に関する他 の規定による特別の手続等		
	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当する ファイルの有無 □有 ☑無	

個人情報ファイルの名称	国民健康保険保健事業運営事務管理簿	
行 政 機 関 等 の 名 称 及び個人情報ファイルが利用	大子町 月 (担当部署名:健康福祉部部 保険医療課)	
に供される事務をつかさどる 組 織 の 名 称		
個人情報ファイルの利用目的	人間ドック、特定健康診査、特定保健指導等の保健事業を行 うため	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、親族・続柄、家庭状況、被保険者番号、納付状況、健康保険加入 状況、障害の有無、健康状況、傷病歴、障害状況、診断結果	
記 録 範 囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	太子町 政策総務部 住民人権 太子町 健康福祉部 福祉介護 太子町 健康福祉部 いきいき 太子町 まちづくり推進部 環 他の官公庁、民間	課からの提供 健康課からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	口含む	☑含まない
個人情報の経常的提供先	大阪府国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	太子町 政策総務部 総務財政課 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地	
訂正及び利用停止に関する他 の規定による特別の手続等	_	
	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当する ファイルの有無 □有 ☑無	

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療被保険者資格管理台帳	
行 政 機 関 等 の 名 称 及び個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさどる 組 織 の 名 称	太子町 (担当部署名:健康福祉部部 保険医療課)	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の資格取得、喪失、転居等の異動を 処理し、適正な被保険者記録の管理を行うため	
記録項目	個人番号、氏名、性別、生年月日·年齢、住所、国籍、電話番号、親族·続柄、家庭状況、居住状況、印影、被保険者番号、収入·所得状況、課税状況、公的扶助、職業·職歴、健康保険加入状況	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人の申告 太子町 政策総務部 税務課からの提供 太子町 政策総務部 住民人権課からの提供 他の官公庁からの提供 民間への調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む	☑含まない
個人情報の経常的提供先	大阪府後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	太子町 政策総務部 総務財政課 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地	
訂正及び利用停止に関する他 の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイルの有無 □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料収納管理簿	
行 政 機 関 等 の 名 称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組 織 の 名 称	太子町 (担当部署名:健康福祉部部 保険医療課)	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の収納、消込作業を行い、収納状況を 把握し、還付・未納の適切な管理を行うため	
記 録 項 目	個人番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、親 族・続柄、家庭状況、居住状況、収入・所得状況、課税状況、 納付状況	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	太子町 政策総務部 税務課からの提供 太子町 政策総務部 住民人権課からの提供 他の官公庁からの提供 民間からの調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	口含む	☑含まない
個人情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	太子町 政策総務部 総務財政課 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地	
訂正及び利用停止に関する他 の規定による特別の手続等		
	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当する ファイルの有無 □有 ☑無	

個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者資格管理簿	
行 政 機 関 等 の 名 称 及び個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさどる 組 織 の 名 称	太子町 (担当部署名:健康福祉部部 保険医療課)	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者の資格取得、喪失、転居等の異動を処理し、 適正な被保険者記録の管理を行うため	
記 録 項 目	個人番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所、本籍・国籍、 電話番号、婚姻歴、家庭状況、基礎年金番号、公的扶助、職 業・職歴	
記 録 範 囲	国民年金被保険者	
記録情報の収集方法	太子町 政策総務部 住民人権課 太子町 健康福祉部 福祉介護課 他の官公庁、民間	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含まれるときは、その旨	口含む	☑含まない
個人情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	太子町 政策総務部 総務財政課 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地	
訂正及び利用停止に関する他 の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイルの有無 □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

個人情報ファイルの名称	子ども医療費助成資格管理簿	
行 政 機 関 等 の 名 称 及び個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさどる 組 織 の 名 称	太子町 (担当部署名:健康福祉部部 保険医療課)	
個人情報ファイルの利用目的	子ども医療費の助成対象者を把握管理し、適正な助成事務を 行うため	
記 録 項 目	氏名、性別、生年月日・年齢、 家庭状受給者番号、収入・所得 健康保険加入状況	
記 録 範 囲	 子ども医療費助成対象者及び抉	養義務者
記録情報の収集方法	太子町 政策総務部 住民人権 太子町 健康福祉部 福祉介護 他の官公庁、民間	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	口含む	☑含まない
個人情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	太子町 政策総務部 総務財政課 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地	
訂正及び利用停止に関する他 の規定による特別の手続等	_	
	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当する ファイルの有無 □有 ☑無	